

岡山県 中小企業支援資金融資制度要綱の 一部改正 【告示】 (県例規集登載)		目次	
		発行 岡山県	
			
経営支援課		担当課(室)	
			目次
			担当課(室)

平成30年8月3日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第四百四十一号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年八月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第五条第二項中「3」を「1から3まで」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第五条第二項の規定は、平成三十年八月一日以後に岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき岡山県信用保証協会が保証の承諾をした融資について適用する。